平成 22 年 12 月 7 日

資　　料

（市民公益税制［地方税］）

市民公益税制［地方税］について（案）

○　市民公益税制［地方税］については、「新しい公共」推進会議や「新しい公共」調査会の提案等を踏まえてとりまとめられた「市民公益税制ＰＴ報告書」の内容を税制改正大綱に盛り込むこととしてはどうか。

市民公益税制ＰＴ報告書の概要

１、２　　略

３　地域において活動するＮＰＯ法人等の支援（個人住民税）

（１）寄附対象団体の拡大：認定ＮＰＯ法人以外のＮＰＯ法人への寄附金であっても、地方団体が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができることとする。

（２）地方団体によるＮＰＯ支援：　個人が特定のＮＰＯ法人等へ助成することを希望した地方団体に対する寄附金については、原則としてふるさと寄附金に該当することとする（この場合、所得税も同様の取扱いとする。）。

（３）適用下限額の引下げ：個人住民税における控除対象寄附金の適用下限額を２千円（現行５千円）に引き下げる。

※　(1)及び(3)は、平成 24 年度分の個人住民税から適用（平成 23 年中の寄附金から対象）。